

2024 年度 一般社団法人日本デフ陸上競技協会の会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第8条に定める正会員、サポート会員、学生会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第8条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

個人 8,000 円（強化スタッフ含む）

団体 5,000 円

(2) サポート会員

個人（一口） 5,000 円

(3) 学生会員

個人 5,000 円（22歳以下）

団体 2,000 円（22歳以下）

個人 無料（高学生以下）

団体 無料（高校生以下）

2 正会員及び学生会員から選出された強化指定選手、及び、育成枠選手の強化登録料は、次に掲げるところによる。

(1) 強化登録料について

1. 高校生以下・・・・・・・・・・10,000円

2. 学生・大学生（22歳以下）・・・・20,000円

3. 一般・・・・・・・・・・30,000円

※上記を原則とするが、ランクによって補助額（強化費）を変更することがある。

※年度途中でも同額とする。又、途中辞退でも返金しない。

(2) 国際大会(ICSD公認大会等)参加経費補助

大会ごとに強化委員会で補助額を決定して通知する。

(3) 強化委員会実施の体力測定及び講習会、研修会等については事業ごとに負担金を決定通知する。

(4) 施設利用に関する処遇

(5) 育成枠の競技者は本協会が指定する合宿に係わる費用は全額自己負担とする。

(会費等の納入)

- 第3条** この法人に入会した正会員又はサポート会員は、入会及び退会に関する規則第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から、その年度以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 2 正会員、サポート会員、学生会員は、毎事業年度の会費として2月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 正会員、サポート会員、学生会員から納入された会費については、直ちに会費台帳(別紙)に記載し、その経過を明らかにしなければならない。
- 4 この法人から会員へ返金等ある場合は、銀行振込手数料を引いた金額を振込むこととする。但し、みずほ銀行横浜駅前支店への振込手数料を無料とする。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

- 第4条** 正会員、サポート会員、学生会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。
- 2 この法人は、正会員、サポート会員、学生会員が納入した当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

- 第5条** この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は代表理事(会長)が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人日本デフ陸上競技協会の設立の登記の日(平成28年4月1日)から施行する。

- 2016年4月1日 制 定
- 2018年4月1日 一部改正
- 2019年3月1日 一部改正
- 2020年4月1日 一部改正
- 2021年4月1日 一部改正
- 2022年4月1日 一部改正
- 2023年4月1日 一部改正
- 2024年4月1日 一部改正

別紙 (第3条関係)

会 費 台 帳

会員氏名 _____			
区 分	納入年月日	金 額	摘 要
入 会 金	年 月 日	〇〇〇〇円	
会 費	令和 年度分		

(注) 摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。